

## 株式会社広島東洋カープ（特定事業者） （グッズの販売等を行う事業者）

- 1 個人事業者又は資本金等の額が3億円以下の事業者から、直接又は同社の関連会社である株式会社カルピオを通じて継続してグッズの供給を受けている。
- 2 平成25年10月末頃以後、前記1の事業者（以下「本件事業者」という。）に対して、平成26年2月1日から平成27年1月31日までのシーズンに販売するグッズの仕入価格（消費税を含む。以下同じ。）について、前シーズンに販売するグッズの仕入価格と同額に定め、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せしないよう要請した。
- 3 公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成26年4月1日以後に本件事業者から供給を受けるグッズの仕入価格のうち、消費税率の引上げ分の全部又は一部を上乗せせずに定めたものについて、平成27年2月10日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を本件事業者に対して支払った。

### 勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

グッズを供給する事業者  
（特定供給事業者 約100事業者）